中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、金融検査マニュアル別冊などを改定しました

金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

検査官　金融検太郎

※　条件緩和（返済条件の変更）とは・・・
- 金利の引下げ
- 金利・元本の支払い猶予
- 返済期限の延長
- 債権放棄

など借り手にとって有利となる取決めをすることです。

改定前

不良債権にならないためには・・・

- 中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するような「経営改善計画」が必要です。
- 「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

さらに・・・

- 大企業と違って中小企業は、大部で精緻な「計画」を作ることが困難です。
- 中小企業は景気の影響を受けやすく、「計画」どおり進捗しない場合も少なくありません。

そこで・・・

改定内容

中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。

- 経営が健全化するまでの期間を大幅に延長しました。（原則5年、進捗状況が良好な場合10年まで）
- 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに・・・

- 「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見通しがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。
- 「計画」の進捗が遅れていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

これまで・・・

A銀行

水産加工業者B社

赤字で資金繰りが苦しいので、金利は払いますから、返済を待ってもらえませんか。5年後には経営改善する見込みがあります。

3年以内に経営改善する計画が必要です。5年だと不良債権になってしまうので、返済条件の変更に応じるのは難しいですね・・・。

これからは・・・

A銀行

飲食店C社

① 最近、資金繰りが厳しいんですよ。元本返済をしばらく待ってもらえませんか。そうすれば、5年後にはきちんと返せるようになりますが・・・。

② 5年後には経営が改善するんですね。経営改善計画があれば、前向きに考えますよ。

③ でも、計画なんてどう作っていいか分からないわ・・・。

④ そうであれば、例えば、
・経費の削減予定
・売上げが増加する見通し
等のシナリオがあれば大丈夫です。

⑤ えっ、自分で作らなくてもいいんですか。

⑥ シナリオを示していただければ、こちらで経営改善の見通しを分析してもいいですよ。経営改善が見込めれば大丈夫です。一緒に考えましょう。

⑦ お願いいたします。一緒に相談しましょう。

お問い合わせ先

金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000

各財務（支）局の理財部検査総括課（沖縄総合事務局にあっては財務部検査課）

北海道財務局	011-709-2311	中国財務局	082-221-9221
東北財務局	022-263-1111	四国財務局	087-831-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	096-353-6351
北陸財務局	076-292-7860	福岡財務支局	092-411-7281
東海財務局	052-951-2474	沖縄総合事務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6372		